

玄海町建設関連業務委託最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領

玄海町建設関連業務委託最低制限価格事務処理要領（令和2年玄海町要領第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(適用の対象)</p> <p>第2条 建設関連業務委託最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が100万円以上の建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。<u>ただし、総合評価落札方式において低入札調査基準価格を設定する建設関連業務には適用しない。</u></p> <p>(最低制限価格の設定基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地質調査業務</p> $\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{l} \text{一般調査業務費分 (直接調査費+} \\ \text{間接調査費} \times 0.9 + \text{諸経費} \times 0.5) \\ \text{+} \\ \text{解析等調査業務費分 (直接人件費+} \\ \text{直接経費+その他原価+一般管理費等)} \times 0.8 \end{array} \right) \times 110/100$ <p>(5) 略</p> <p>(6) 建設関連維持管理業務</p> <p><u>ア 巡視を含む建設関連維持管理業務</u></p> $\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{l} \text{巡視分 (入札書比較価格} \times 0.85) \\ \text{+} \\ \text{その他分 (入札書比較価格} \times 0.92) \end{array} \right) \times 110/100$	<p>(適用の対象)</p> <p>第2条 建設関連業務委託最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が100万円以上の建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。</p> <p>(最低制限価格の設定基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地質調査業務</p> $\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{l} \text{一般調査業務費分 (直接調査費+} \\ \text{間接調査費+諸経費} \times 0.4) \\ \text{+} \\ \text{解析等調査業務費分} \\ \text{(第4条第1講第2号設計業務時準じる)} \end{array} \right) \times 110/100$ <p>(5) 略</p> <p>(6) 建設関連維持管理業務</p>

イ ア以外の建設関連維持管理業務

最低制限価格 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 0.75) × 110 / 100

2 ~ 3 略

最低制限価格 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 0.75) × 110 / 100

2 ~ 3 略

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。